

熊本県内の装飾古墳の絵柄等のデータ利用許諾申請書

平成 年 月 日

熊本県立装飾古墳館長 様

下記のとおり、申請いたしますので、利用承諾を願います。利用にあたっては、貴館が定める条件を遵守します。

記

申請者	団体名・ 代表者名	印
	住所	TEL・fax
	担当者氏名 所属・連絡先	(氏名) (所属) TEL・fax 担当者メールアドレス
利用目的	利用の具体内容	
借用期間	平成 年 月 日 ~	

資料名	データ形式	員数
例) チブサン-01	PDF	1

《条件》

(利用許諾の制限)

装飾古墳館長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者の装飾古墳の絵柄等のデータの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の個人、団体、法人(県を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
 - (5) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある場合
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員が申請する場合
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
 - (8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が申請する場合
 - (9) 装飾絵柄等のデータの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (10) 県の指名停止措置を受けている者が申請する場合、但し、申請者からの利用にあたっての説明資料が添付され、利用が妥当であると装飾古墳館長が判断する場合を除く。
 - (11) 「熊本県内の装飾古墳の絵柄」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (12) 装飾古墳の絵柄等のデータの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現が装飾絵柄等のデータの立体物と認められない場合
 - (13) その他、装飾古墳館長が装飾古墳の絵柄等のデータの利用が適当でないと認める場合
- 2 装飾古墳館長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「熊本県内の装飾古墳の絵柄等のデータ利用不許諾書」(別記様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)装飾古墳の絵柄等のデータの利用が規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。ただし、拡大・縮小に際して、絵柄全体の線種の太さの変更を妨げるものではない。
- (2)装飾古墳の絵柄等のデータの利用にあたっては、利用許諾(規定による利用許諾内容の変更利用許諾があつた場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3)利用許諾を受けた権利を第三者に提供しないこと。
- (4)消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (5)第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (6)当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、装飾古墳館長が別に指示する。
- (7)装飾古墳館長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (8)その他各種の法令を遵守すること。
- (9)利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長2年間とすること。